

各通算法人の所得限度額等に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表十八(一)付表二 令五・四・一以後終了事業年度分

通算親法人						
法人名				法人番号		
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・	円	円	円	円	円
	・					
	・					
	・					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・	円	円	円	円	円
	・					
	・					
	・					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・	円	円	円	円	円
	・					
	・					
	・					
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
円	・	円	円	円	円	円
	・					
	・					
	・					
計						
所得限度額 (別表七(二)付表五「2」)	特例10年内事業年度	非特定超過控除対象額の計算における投資額残額 (別表七(二)付表五「18」)	既算出超過控除対象額 (別表七(二)付表五「20」)	非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「23」)	特例の適用がない場合の計算における既損金算入額及び特定損金算入額控除後の損金算入限度額 (別表七(二)付表五「27」)	調整非特定欠損控除前所得金額 (別表七(二)付表五「29」)
1 円	・	2 円	3 円	4 円	5 円	6 円
	・					
	・					
	・					